

VI  
448

6-6  
474

大學法試案要綱に對する意見

全國師範學校長協會

名稱及内容

すべての學校を律する根本法は學校教育法である。この外に、小學校法、中學校法、高等學校法というように、學校の種別毎に、法律が制定されておるわけではない。にも拘らず、大學に關してのみ、大學教育の全體を律するような感をも與える、大學法という名稱の法律をつくることは、教育法規の体系をみだすものであり、適當ではない。本案のよつて生ずるところは、教育委員會法第四條第二項であり、大學が教育委員會の所管に屬さないところから、別に大學の行政機關について規定した法律を制定するの要が生じて來たのである。法案の内容も従つて、大學の行政機關の問題が中心となつておるのであるから、その内容に應じたような名稱に、改むべきだと思ふ。

なお私立大學の行政機關については、別に私立學校全般の行政に關しての法律が制定される場合、當然その中に含めて考慮されると思ふが、公立大學は、國立大學に準じて、この法案の適用を受けるように措置するのが適當だと思ふ。

大學行政機關の構成と權限

本法案の中心問題は、各大學における教養會や、綜合大學における評議會の外に、管理委員會を設けようとする點にある。これは、一時、理事會とも呼ばれたものであり、東京大學は審議會、教育刷新委員會は商議會の名を用うべきだと言張してゐるようであるが、その名稱の問題は暫くおくとして、かくの如き新しい機關を設置すべきか否か、その構成と權限をいかに定むべきか、問題なのである。

大學における教授會は、學校教育法において認められておる機關でありこの外に、かくの如き機關を設ける必要はない。大學のことはすべて學内で決すべきであり、それでこそ、教育基本法第二條に掲げられた學問の自由も保證されるのである。こゝの見方もあると思ふ。しかし國立の大學は、國民の負擔によつて維持されてゐる公の機關である。その經營に、國民の代表者が干與することは、理の上において當然といわねばならぬ。殊に大學の地方委譲は常分不可能であるとし、大學を教育委員會の所管外とした経緯、並びに教育委員會法によつて明確にされた教育行政の一般方針に鑑み、大學の行政機關に、國民の代表者を加えぬことは、不合理かと考ふる。たゞその代表者の選出については、法案より更に徹底した方法、すなわち一般國民の直接選舉といふことが、管理委員會だけでなく中央審議會の委員の場合にも考ふる

春山 89

れるが、子弟の教育に最も關係の深い教育委員会の委員の選舉に對して、國民が示した關心の度合とその結果から推して、大學の行政に携わる委員を普通選舉によつて選出しようとするところは、非常な無理があると思ふ。

管理委員会と教授會又は評議會との關係は、教育委員会法の原案に見られる教育委員会と教育長との關係のようになり、「管理委員会は、教授會又は評議會の助言と推薦によりその事務を行う。」ここに、したならば、管理委員会をして、人事、豫算その他重要な事項の決定機關たらしめる本法案の骨子を、認めても差支えないのではなからうか。殊に委員会の構成によれば、過半数は、大學關係者なのである。正しい學内の意見が、委員会において阻まれるようなことは、實際においては、あり得ないと思ふ。

教授會又は評議會の助言と推薦によつて、委員会において決定された人事や豫算は、國立の大學である以上、人事は文部大臣に内申され、國において發令を見るであらうし、豫算案であるならば同様、文部省において取まこめて審議され、國全体の教育予算の中に織込まれて、大藏省へ提示されること、ならう。この際、國全体の予算において、大學の予算が、いかに扱われるべきかにつき、中央審議會から勸告する

ことは、適當だと思ふ。中央審議會は、文部大臣に代つて大藏省と豫算の折衝をするわけではないのである。その意味において、文部大臣の権限をあくまでも少くするといふことが必ずしも當を得た措置ではない。中央審議會は、大學に關する行政を高所から達観して、あらゆる方面に勸告と助言を行う機關であることを、建前とすべきだと思ふ。以下各條文について、意見のある點を簡單に述べる。

第一條 大學の目的は、學校教育法第五十二條に掲げてある。もしこれを更にはつきりさせる必要があるならば、他の法律でこれを示す要はないのであつて第五十二條の規定を更に具体的に書き改めればよいであらう。

第二條 第三條 大學設置の單位を一府縣に限定するといふ考へ方には、もちろん不都合があるが、そのよけな意味ではなく、各都道府縣に必ず一校以上の國立大學を置き、しかも、各都道府縣の國立大學中、少くとも一校は綜合大學とし、リベラルアートの學部と教育學部とこの兩學部は合して學藝學部となることもあらう。これは必ず置くべきものと定めたのはよい。このよけな條項を、この法律の中に加うべきか否かについては問題もあらうが、國の方針を示す法律として規定することは望ましい。

「同一都道府縣内の他の都市に分校を置くことができない。」と定められる。同一都市内には分校を置くことができなくなり、大都市の責務に即さない。

第四條 大學の設置認可に、暫定、恒久の別を立てることをするならば、法律でなく、學校教育法施行規則の中に織込むか、別に命令でこれを定めるべきではないか。

第五條 職員のこと、もし必要があるならば、學校教育法第五十八條の規定を補充すればよい。

なお小さなことではあるが、この條文では、總長という言葉が使われており、管理委員会の構成のところでは學長という言葉が使われているが、これは學校教育法で示されているように、學長の名稱に統一するべきである。又種別のところでは、専門職員と普通職員に大別しておきながら、身分のところでは、専門職員のことだけしか規定していないのは、片手落ちの取扱いといふべきであろう。記録部長については、その職務内容が明らかでないが、學生に関する記録の作成、保管を取扱うものことれば、極めて必要だと思ふ。但しこれは從來教務課で扱っていたことであり、その意味からすれば、

は、教務部長という名稱に代えた方がよいであろう。

第六條 中央審議會という名稱では漠としてゐる。國立大學の中央審議會 關であるという意味を現わす、例えば國立大學中央審議會の如き名稱が適當と思ふ。

私立大學の行政に關しては、當然他の機關が考えられるのであるから、委員の中に、私立大學の學長を加える必要はないと思ふ。一般國民の代表者が多數加つておれば、それで十分であり、加えることも一名位でよくはないか。大學側から選ばれる委員は、その人數を増すと共に、學長だけでなく、その他の職員からも選び得ることとし、都道府縣に必ず設置するべき教員養成の大學又は學部を代表する者を一名は加えるようにすることが望ましい。又、日本學術會議の代表を加えた方がよいと思ふ。任期は四年が適當であろう。

第七條 管理委員會という名稱の、管理という言葉が耳ざわりである。権限問題とも關係して來るが、他の適當な名稱に代えた方がよいと思ふ。

構成の中に都道府縣代表を加えることは、各都道府縣に少くとも一校は綜合大學を設けようとする趣旨からして、當然のことと思ふ。

この際都道府縣教育委員会、都道府縣議會を代表する者を入れておく方が、連絡上、好都合ではなからうか。同窓會代表の三名は多きに過ぎる、その員数を減すべきである。反對に、教授代表の数は、これを増すべきであり、その中に學部長を加えることが望ましい。殊に教員養成の學部を受持つ長は必ず加えられるべきである。全体として、學校側を代表する委員が、概ね半數を占めるようにする。委員の數は、十三名と限定せず、相當の幅をもたせ、大學の規模、地方の實情に應じて異なるべきであらう。

第八條 學長の任期も四年位が適當であらう。

第九條 綜合大學においては、その必要に應じ、教授會の外、各學部長並びに教授若干名を以て組織する評議會をもつことは、よいと思ふ。教授會の組織は、學校教育法第五十九條第二項の規定通りである。

第十條 學位に關しては、學校教育法施行規則第六十六條に「學位に關する事項は別にこれを定める。」と規定され、監督廳で定めるところになつているので、法律として規定すべきではない。

なお二年の課程を修了したる者にも、何等かの稱號を與えようこの案は、あまりにも煩雜であり、贊成しかねる。博士號は、修士號を得た後でなくとも、又、大學の出身者でなくとも、授與しうるようにすべきではないか。

第十一條 財政の問題は、別箇に規定さるべきだと思ふ。

その内容については、多くの異論があらう。特に「教員の數は、本科生十五名に付一人の割合を超過してはならない。」という點には贊成できない。舊制師範學校においてすら、教員數は一學級に付、教授二、助教授一であつたのであるから、生徒十三名に付一人の割合であつた。又經費の一部は、都道府縣が負擔するよう規定されているが、國立の大學である以上、全額國庫負擔を建前とするべきで

以上

